別紙１

現況報告書（平成31年4月1日現在）

１．法人基本情報

(1)都道府県区分	(2)市町村区分	(3)所轄庁区分	(4)法人番号	(5)法人区分	(6)活動状況
28 兵庫県	229 たつの市	28229	9140005006565	01 一般法人	01 運営中

(7)法人の名称	社会福祉法人　揖保福祉会				
(8)主たる事務所の住所	兵庫県	たつの市	揖保町揖保中97-3		
(9)主たる事務所の電話番号	0791-67-8055	(10)主たる事務所のＦＡＸ番号	0791-67-8395	(11)従たる事務所の有無	2 無
(12)従たる事務所の住所					
(13)法人のﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞｱﾄﾞﾚｽ	http://www.ans.co.jp/n/ibomidori/		(14)法人のﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	i-midorihoikuenn@ares.eonet.ne.jp	
(15)法人の設立認可年月日	昭和45年11月11日	(16)法人の設立登記年月日	昭和45年11月26日		

２．当該会計年度の初日における評議員の状況

(1)評議員の定員	7	(2)評議員の現員	7	(3-6)評議員全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0

(3-1)評議員の氏名 (3-2)評議員の職業	(3-3)評議員の任期	(3-4)評議員の所轄庁からの再就職状況	(3-5) 他の社会福祉法人の評議員・役員・職員との兼務状況	(3-7)前会計年度における評議員会への出席回数
矢木　成和 揖保公民館長	H29.4.1 ～ R3.6	1 有	1 有	1
北村　榮藏 民生委員児童委員	H29.4.1 ～ R3.6	2 無	1 有	0
辻　清昭 僧侶、民生・児童協力員	H29.4.1 ～ R3.6	2 無	1 有	0
松本　猛 無職	H29.4.1 ～ R3.6	1 有	1 有	1
嶋津　眞喜代 社会福祉法人岩見保育所主任保育士	H29.4.1 ～ R3.6	2 無	1 有	1
堀　良尚 社会福祉法人こどもの国理事	H29.4.1 ～ R3.6	2 無	1 有	1
山形　一成 会社役員	H29.4.1 ～ R3.6	2 無	1 有	1

３．当該会計年度の初日における理事の状況

(1)理事の定員	6	(2)理事の現員	6	(3-12)理事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0	1 特例有

(3-1)理事の氏名	(3-2)理事の役職(注) (3-8)理事の任期	(3-3)理事長への就任年月日	(3-4)理事の常勤・非常勤 (3-9)理事要件の区分別該当状況	(3-5)理事選任の評議員会議決年月日	(3-6)理事の職業	(3-10)各理事と親族等特殊関係にある者の有無	(3-11)理事報酬等の支給形態	(3-7)理事の所轄庁からの再就職状況 (3-13)前会計年度における理事会への出席回数
出田　敬介	1 理事長 H29.6.25 ～ H31.6	平成24年11月11日	2 非常勤 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月25日	団体職員	1 有	4 いずれも支給なし	2 無 3
出田　由佳	3 その他理事 H29.6.25 ～ H31.6		2 非常勤 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月25日	団体職員	1 有	4 いずれも支給なし	2 無 3
前田　吉廣	3 その他理事 H29.6.25 ～ H31.6		2 非常勤 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月25日	自治会長	2 無	4 いずれも支給なし	2 無 3
出田千代子	3 その他理事 H29.6.25 ～ H31.6		2 非常勤 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月25日	民生委員	2 無	4 いずれも支給なし	2 無 2
塩谷　義明	3 その他理事 H29.6.25 ～ H31.6		2 非常勤 1 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者	平成29年6月25日	団体役員	2 無	4 いずれも支給なし	2 無 3
柴原　拓哉	3 その他理事 H30.7.1 ～ H31.6		1 常勤 3 施設の管理者	平成29年6月25日	施設長	2 無	3 職員給与のみ支給	2 無 3

(注)「(3-2)理事の役職」のうち、「理事長」とは、社会福祉法45条の13第3項で規定する理事長(会長等の他の役職名を使用している法人がある。)である。
「業務執行理事」とは、社会福祉法45条の16第2項第2号で規定する業務執行理事(常務理事等の他の役職名を使用している法人がある。)である。

４．当該会計年度の初日における監事の状況

(1)監事の定員	2	(2)監事の現員	2	(3-6)監事全員の報酬等の総額(前会計年度実績)（円）	0

(3-1)監事の氏名	(3-2)①監事の職業 (3-4)監事の任期	(3-2)②監事の所轄庁からの再就職状況 (3-5)監事要件の区分別該当状況	(3-3)監事選任の評議員会議決年月日 (3-7)前会計年度における理事会への出席回数
斉田　修一	団体職員 H29.6.25 ～ H31.6	2 無 6 財務管理に識見を有する者（その他）	 3
堀川　由美子	団体職員 H29.6.25 ～ H31.6	2 無 3 社会福祉事業に識見を有する者（その他）	 2

５．前会計年度・当会計年度における会計監査人の状況

(1-1)前会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(1-2)前会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）	(1-3)前年度決算にかかる定時評議員会への出席の有無	(2-1)当会計年度の会計監査人の氏名（監査法人の場合は監査法人名）	(2-2)当会計年度の会計監査人の監査報酬額（円）

６．当該会計年度の初日における職員の状況

(1)法人本部職員の人数					
①常勤専従者の実数	0	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	0
		常勤換算数		常勤換算数	
(2)施設・事業所職員の人数					
①常勤専従者の実数	16	②常勤兼務者の実数	0	③非常勤者の実数	9
		常勤換算数		常勤換算数	4.7

７．前会計年度に実施した評議員会の状況

(1)評議員会ごとの評議員会開催年月日	(2)評議員会ごとの評議員・理事・監事・会計監査人別の出席者数				(3)評議員会ごとの決議事項
	評議員	理事	監事	会計監査人	
					報告事項

現況報告書（平成31年4月1日現在）

平成30年6月24日	5	3	0	0	平成２９年度事業活動報告 評議員選任解任委員柴原拓哉委員辞任の件 保育園ロゴマークの件 議決事項 第１号議案　平成２９年度決算（計算書類及び財産目録）の承認について

(4)うち開催を省略した回数	0

８．前会計年度に実施した理事会の状況

(1)理事会ごとの理事会開催年月日	(2)理事会ごとの理事・監事別の出席者数 理事	監事	(3)理事会ごとの決議事項
平成30年6月3日	5	2	議決事項 第１号議案　平成２９年度決算（計算書類及び財産目録）の承認について 第２号議案　社会福祉充実残額の承認について 第３号議案　平成２９年度事業活動報告の承認について 第４号議案　柴原昌典理事辞任について 第５号議案　新理事候補者の評議員会への提出議案承認について 第６号議案　評議員選任解任委員選任について 第７号議案　定時評議員会の招集日時・場所・議案等の承認について
平成30年12月2日	6	1	議決事項 第１号議案　内部管理体制の基本方針及び関連規則について 報告事項 （１）平成３１年度園児募集状況について （２）理事長職務執行状況報告、 （３）平成３０年度園児募集状況報告
平成31年3月24日	6	2	決議事項 第１号議案　基本財産の処分申請について 第２号議案　基本財産の処分について 第３号議案　定款施行細則の変更について 第４号議案　給与規定変更の承認について 第５号議案　消防計画変更の承認について 第６号議案　平成３０年度補正予算の承認について 第７号議案　平成３１年度事業計画（案）の承認について 第８号議案　平成３１年度予算（案）の承認について 報告事項 （１）指導監査について（文書指摘と是正改善報告） （２）理事長職務執行状況について （３）平成３１年度園児募集状況について （４）平成３１年度職員体制について

(4)うち開催を省略した回数	0

９．前会計年度に実施した監事監査の状況

(1)監事監査を実施した監事の氏名	斉田修一　堀川由美子
(2)監査報告により求められた改善すべき事項	・予算統制の徹底 ・財政の健全化に向けた計画
(3)監査報告により求められた改善すべき事項に対する対応	・補正予算を適時行う。 ・費用の節約に努め不要な出費を抑える。

１０．前会計年度に実施した会計監査(会計監査人による監査に準ずる監査を含む)の状況

(1)会計監査人による会計監査報告における意見の区分

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(1)社会福祉事業の実施状況

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）		（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	
001	損保みどり保育園	02091201	保育所			損保みどり保育園				
		兵庫県	たつの市	損保町損保中97-3		３ 自己所有	３ 自己所有	昭和46年4月1日	90	1,296
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								
001	損保みどり保育園	00000001	本部経理区分			損保福祉会				
		兵庫県	たつの市			３ 自己所有	３ 自己所有	昭和46年4月1日	0	0
		ア建設費						0		
		イ大規模修繕								

１１．前会計年度における事業等の概要　－　(2)公益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称				
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）								
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）		（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日	（ア）－２修繕年月日	（ア）－３修繕年月日	（ア）－４修繕年月日		（ア）－5修繕年月日	（イ）修繕費合計額（円）	

現況報告書（平成31年4月1日現在）

		イ 大規模修繕	（１回目）	（２回目）	（３回目）	（４回目）	（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）

１１．前会計年度における事業等の概要 － (3)収益事業

①-1拠点区分コード分類	①-2拠点区分名称	①-3事業類型コード分類	①-4実施事業名称			②事業所の名称			
		③事業所の所在地				④事業所の土地の保有状況	⑤事業所の建物の保有状況	⑥事業所単位での事業開始年月日	⑦事業所単位での定員	⑧年間(4月～3月）利用者延べ総数（人／年）
		⑨社会福祉施設等の建設等の状況（当該拠点区分における主たる事業（前年度の年間収益が最も多い事業）に計上）							
		ア 建設費	（ア）建設年月日	（イ）自己資金額（円）	（ウ）補助金額（円）	（エ）借入金額（円）	（オ）建設費合計額（円）	ウ 延べ床面積	
		イ 大規模修繕	（ア）－１修繕年月日（１回目）	（ア）－２修繕年月日（２回目）	（ア）－３修繕年月日（３回目）	（ア）－４修繕年月日（４回目）	（ア）－5修繕年月日（５回目）	（イ）修繕費合計額（円）	

１１．前会計年度における事業等の概要 － (4)備考

11-2．地域における公益的な取組（地域公益事業(再掲)含む）

①取組類型コード分類	②取組の名称	③取組の実施場所(区域)
	④取組内容	
子育て支援に関する事業	すくすく教室	揖保みどり保育園（たつの市揖保町揖保中９７－３）
	０～３歳までの在宅親子が園内で在園児や保育士と遊びを通して交流する。	
社会福祉の増進に資する人材育成・確保事業	トライやるウィーク	揖保みどり保育園（たつの市揖保町揖保中９７－３）
	校区中学生の職場体験活動の支援	
社会福祉の増進に資する人材育成・確保事業	保育実習・保育ボランティア学生の受け入れ	揖保みどり保育園（たつの市揖保町揖保中９７－３）
	保育士養成校からの依頼を受け実習生・ボランティア学生の体験支援。	
地域における公益的な取組⑧（地域の関係者とのネットワークづくり）	たつの市社会福祉法人連絡協議会	新宮ふれあい福祉会館（たつの市新宮町平野１１１-１）
	たつの市内の社会福祉法人のネットワークの構築と地域社会のニーズに対応した活動	

１２．社会福祉充実残額及び社会福祉充実計画の策定の状況

（社会福祉充実残額算定シートを作成するまで編集することはできません）

（1）社会福祉充実残額等の総額（円）	0
（2）社会福祉充実計画における計画額（計画期間中の総額）	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0
（3）社会福祉充実残額の前年度の投資実績額	
①社会福祉事業又は公益事業（社会福祉事業に類する小規模事業）（円）	0
②地域公益事業（円）	0
③公益事業（円）	0
④合計額（①＋②＋③）（円）	0
（4）社会福祉充実計画の実施期間	～

１３．透明性の確保に向けた取組状況

(1)積極的な情報公表への取組	
①任意事項の公表の有無	
㋐事業報告	1 有
㋑財産目録	1 有
㋒事業計画書	1 有
㋓第三者評価結果	3 該当なし
㋔苦情処理結果	1 有
㋕監事監査結果	1 有
㋖附属明細書	1 有
(2)前会計年度の報酬・補助金等の公費の状況	
①事業運営に係る公費（円）	101,442,690
②施設・設備に係る公費（円）	0
③国庫補助金等特別積立金取崩累計額（円）	3,769,125

(3)福祉サービスの第三者評価の受審施設・事業所について

施設名	直近の受審年度

１４．ガバナンスの強化・財務規律の確立に向けた取組状況

(1)会計監査人非設置法人における会計に関する専門家の活用状況	
①実施者の区分	
②実施者の氏名（法人の場合は法人名）	
③業務内容	
④費用［年額］（円）	
(2)法人所轄庁からの報告徴収・検査への対応状況	
①所轄庁から求められた改善事項	法人運営
	（１）理事会において　基本財産処分の承認申請が提出されていない基本財産があり、実際の登記の内容と定款の内容が異なっている基本財産があったため、速やかに市へ申請手続きを行うこと。
	（２）評議員選任・解任委員会において　評議員候補者が会議に参加していたが、当該決議において、特別の
	（３）評議員及び理事、監事の就任の承諾が分かるように、就任承諾書等の徴収をし、法人において保存すること。
	（４）当該年度及び前年度の評議員会を全て欠席した評議員については改善を行うこと。
	（５）理事会において　評議員会の日時及び場所を決議し、議事録に残すこと。また、招集通知を保存する際には、通知文だけでなく、添付した資料も保存しておくこと。
	（６）評議員会、理事会における決議の際には、特別の利害関係を有する評議員、理事が決議に加わってい

ないかを確認し、評議員会は定款第１３条、理事会は　利害関係者となるので、議決に加えないように
すること。第２６条の規定により決議を行い、その旨、議事録に記載すること。
（７）理事長の選定については、理事会で理事の中から選定されなければならないが、理事会議事録において
理事長の議決についての記載が無かったため、理事会の議決により、理事長の選任を行うこと。
（８）重要な役割を担う職員の選任・解任や多額の借財等については、理事に委任することができないため、
職員の範囲や金額を明確に定める必要があるが、「理事長専決事項等に関する規定」において、
第２条（１）で、「施設長の任命、その他重要な人事」と記載してあるが、聞き取りを行ったところ、明
確にその他重要な人事を定めた規定がなかった。第２条（４）の借入の範囲について「施設資金の借
入れに係る契約であって予算の範囲内のもの。」となっており、明確に金額の範囲を示したものがなかっ
た。ことから、当該事項等においては、明確に基準を定めること。
（９）評議員の報酬等を定款第８条により、無報酬と定めているが、実費相当額以上の支給が行われてい
たので、定款の変更を行うか、支給基準の見直しを図ること。（交通費は実費相当額を支給する場合は
報酬に当たりませんが、実費相当額を超えた場合には、報酬に含まれます。）役員についても同様に、
定款第２１条において「評議員会において別に定める総額の範囲内」で支給を行うようになっているが、
「役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規定では、無報酬となっているため、定款及び支
給基準の確認を行い整合性を図ること。
（１０）決算書類の付属明細書についても理事会の承認を受けた後に定時評議員会の承認を受け、所
轄庁に提出を行うこと。
管理
（１１）園バス・プールの購入について、経理規定では入札すべき契約であり、契約書も作成すべき契約
である。契約は、経理規定に基づいた契約を行うこと。また、園バス、プールの購入の決済がないので、
今後、工事や物品購入の際には決済を作成すること。
保育
（１２）居室等の設備及び運営基準への適合状況　建物その他の設備の規模及び構造並びにその図面
の変更は知事にあらかじめ届けなければならないこととなっている。昭和６２年より届出がされていない
ため、現況を整理し届けでること。
（１３）３歳児保育室の面積基準を超えて児童が入所している。平成３１年度には解消されるとのことだ
が、常時面積基準を遵守した運営を行うこと。
（１４）園と保護者間のトラブル防止、再発防止のため、事故・危機発生時、原因の分析、その結果に基
づく改善策及び園の採った処置などについて記録を残しておくこと。（H31.2.6）

②実施した改善内容

（１）旧トイレの取り壊し及びトイレの新築の際、申請手続きが出来ていなかった。処分申請を行い、認可
が下りた後、定款から項目の削除を行う。
（２）評議員候補者は、退席してもらい、決議に加えないようにする。
（３）就任承諾書を徴収し、保存する。次回の改選の際には確実に手続きを行う。
（４）出席して頂ける様、日程調節を行う。次年度も欠席が続くのであれば、人選を見直します。
（５）決議をしていたが、議事録に記載していなかった。招集通知及び資料は保存します。
（６）特別の利害関係は、理事会、評議員会ともに確認を取っていた。
議事録に記載ができていなかった。次回より記載漏れがないようにする。
（７）定時評議員会終了後の役員会で、理事の中から理事長の選定を行った。
議事録に記載されていなかった、次回から漏れないようにします。
（８）文書指摘（１）とあわせて定款の見直しを行い、定款施行細則の見直しも行う。新しい定款施行
細則第４５条（事務の専決）及び別表１に理事長専決事項を定め、今後専決事項は、定款施
行細則に則り行っていく。
（９）役員並びに評議員ともに基準に則り、無報酬とします。
（１０）付属明細書の添付漏れがあった。漏れが無いように資料の確認を徹底し、必ず計算書類と
ともに承認を受ける。
（１１）経理規定に基づいた運用を遵守いたします。
（１２）既存の図面と書類を整理し、届出を行います。
（１３）今後は、各保育室の面積基準を遵守いたします。
（１４）今後は、事故発生時に記録を取り、管理するとともに、事故再発防止の徹底や
事故後のより適切な対応を目指し職員全体で取り組む。

１５．その他

退職手当制度の加入状況等（複数回答可）

① 社会福祉施設職員等退職手当共済制度（(独)福祉医療機構）に加入	1 有	
② 中小企業退職金共済制度（(独)勤労者退職金共済機構）に加入	2 無	
③ 特定退職金共済制度（商工会議所）に加入	2 無	
④ 都道府県社会福祉協議会や都道府県民間社会福祉事業職員共済会等が行う民間の社会福祉事業・施設の職員を対象とした退職手当制度に加入		1 有
⑤ その他の退職手当制度に加入（具体的に：●●●　）		
⑥ 法人独自で退職手当制度を整備	2 無	
⑦ 退職手当制度には加入せず、退職給付引当金の積立も行っていない	2 無	